

登米営業所を平成22年3月に開設しました。

■登米営業所

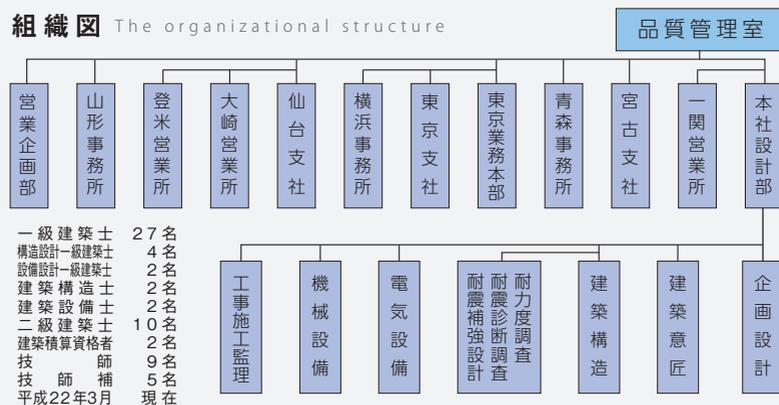
〒987-0513
宮城県登米市迫町
北方字山ノ上35番地4-103号
TEL.0220-21-5633
FAX.0220-21-5644



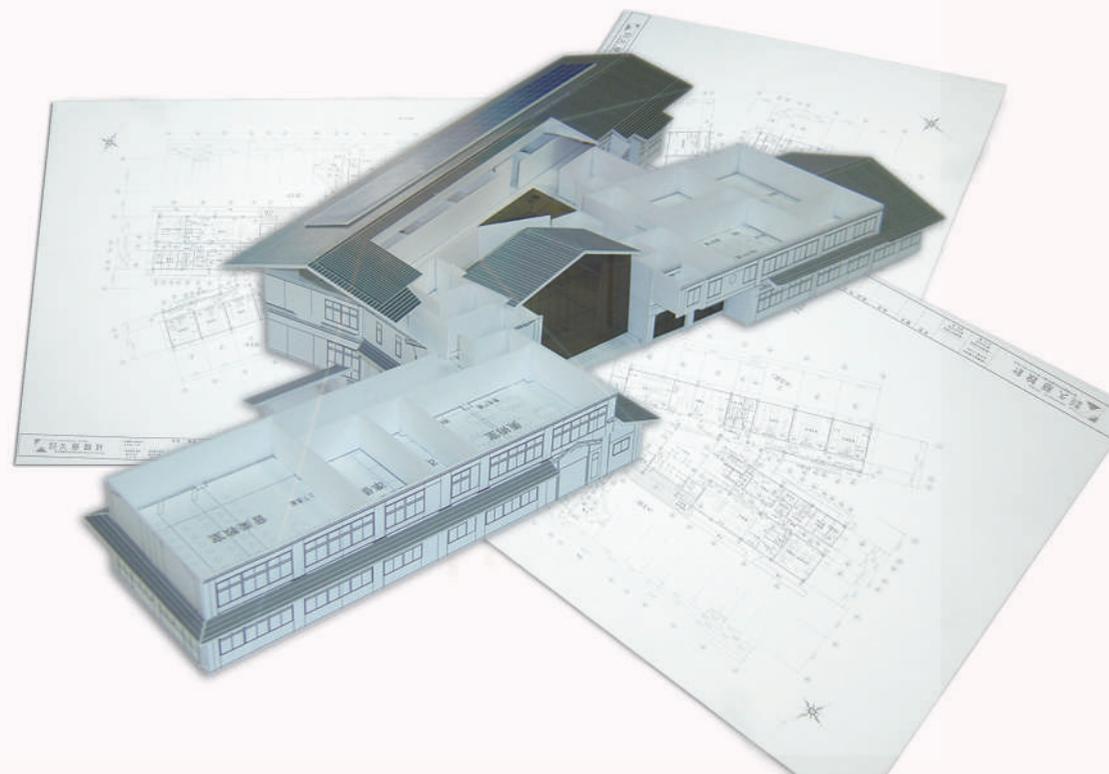
Tomorrow for the SMILE®

3 MAR
月号
2010

組織図 The organizational structure



【特集】 定期報告制度



KUJI ARCHITECTS NETWORK

本社	岩手県盛岡市紺屋町3-11 TEL.019-624-2020/FAX.019-622-7720 [岩手県知事登録(乙)第5号] (社)岩手県建築士事務所協会会員	東京業務本部	東京都渋谷区神宮前5-48-3 プロスパー青山 3F TEL.03-5468-6252/FAX.03-5468-6253 [東京都知事登録第54196号] (社)東京都建築士事務所協会会員
一関営業所	岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-26-2006/FAX.0191-23-7550 [岩手県知事登録第1657号]	横浜事務所	神奈川県横浜市港北区箕輪町1-8 TEL.045-286-0092/FAX.045-286-0093
宮古支社	岩手県宮古市新町1-2 TEL.0193-71-1380/FAX.0193-71-1381 [岩手県知事登録第1651号]	仙台支社	宮城県仙台市青葉区八幡5-3-11 久慈設計仙台ビル TEL.022-727-8780/FAX.022-727-8781 [宮城県知事登録第07410027号] (社)宮城県建築士事務所協会会員
青森事務所	青森県青森市岡造道1-12-16 TEL.017-765-4767/FAX.017-765-4768	大崎営業所	宮城県大崎市古川小泉字大小441-1 エクセレント ファム102号 TEL.0229-24-5020/FAX.0229-24-5029
山形事務所	山形県山形市大野目町369-7-C101 TEL.023-615-6931/FAX.023-615-6932	登米営業所	宮城県登米市迫町北方字山ノ上35番地4-103号 TEL.0220-21-5633/FAX.0220-21-5644

(社)公共建築協会会員 (社)日本建築家協会会員 (社)文教施設協会専門会員 (社)日本建築士会連合会会員
(社)日本建築士事務所協会会員 (社)日本医療福祉建築協会会員 (社)日本建築積算協会会員 (社)日本コンストラクション・マネジメント協会会員

定期報告制度

不特定多数の人が利用する建築物又は公共性のある建築物としての特殊建築物等は建築基準法第12条において、特殊建築物等の中で特定行政庁が指定した建築物及び建築設備について、その所有者又は管理者に定期的に専門技術者に調査・検査させその結果を報告するよう定めております。

これは、所有者又は管理者に課せられた義務であり、この定期的な調査・検査の結果報告を怠ったり虚偽の報告を行った場合は罰則の対象となります。

定期報告制度は建築物の安全性や適法性を確保し、災害の防止に努め利用者の安全を守るための制度です。

※特定建築物等の中で特定行政庁が指定した建築物とは一定規模以上の劇場・映画館・集会場、病院、児童福祉施設、ホテル、図書館、百貨店、共同住宅、学校、事務所等です。詳細についてはお近くの都道府県の担当窓口にて確認することができます。

▶ 定期報告手続きフロー



■ 特殊建築物等の定期調査報告

建物全体の劣化損傷、防災上の問題等について幅広く調査することを目的としております。主な調査内容は敷地内の地盤沈下の有無や門塀擁壁の劣化の確認、外壁・屋根・屋上の劣化や損傷の確認、建物内部の内装仕上げ材の劣化や損傷の確認、避難通路や非常用進入口等の維持管理等の状況確認等となり、3年に一度の調査・報告が必要となります。



外壁打診調査

■ 建築設備等の定期検査報告

建物内の指定された建築設備について、適切に維持保全され、確実に作動するかを検査します。検査対象設備は非常照明設備、機械排煙設備、機械換気設備等となり毎年の検査・報告が必要となります。

非常照明設備

停電時に安心して非難できるように必要な明るさを確保する照明設備で、照度の測定及び点灯確認について検査を行い、また非常用の電源の性能や外観等の確認を行います。



照明点灯確認検査

機械排煙設備

火災により発生する煙を機械的に排出する装置で、排煙口の開閉作動状態や排煙機の運転状況ならびに排煙風量などの測定検査を行います。



風量測定検査

機械換気設備

建物内の換気を十分に確保する装置で、機械換気設備の運転状況に異常がないかを確認し排気フードの風量測定検査を行います。



風量測定検査

■ 昇降機、遊戯施設等の定期検査報告

昇降機装置の安全性が適切に維持保全されているか、定期点検等の実施状況の確認や装置の作動状況、部品の磨耗・損傷の状況を検査し安全に利用できかどうかを調べます。また遊戯施設等については乗り物やスライダー等が適切に維持管理され利用者の安全確保が図られているかを目視及び打診検査等にて確認します。



スライダー外部打診検査

定期報告業務の主な実績

□ 特殊建築物等の定期検査報告

岩手大学工学部他建築物定期報告業務
東京地区職員公舎定期報告業務
仙台中央郵便局ほか21箇所
建築基準法第12条の報告業務委託
横浜町建築物定期報告書作成業務委託

□ 建築設備等の定期検査報告

雇用促進住宅建築設備定期調査報告業務
ふれあいランド岩手建築設備定期報告業務
矢巾町民総合体育館建築設備定期報告業務
岩手県営体育施設(岩手県営野球場他)等
公共建築設備定期点検業務

□ 遊戯施設等の定期検査報告

県営屋内温水プール特殊建築物
定期点検報告等業務委託
ラフランス温泉館遊戯施設
定期報告業務

定期報告制度の一部見直しについて

平成18年の東京都内の公共賃貸住宅でのエレベーターにおける死亡事故、同年5月の大阪府内での遊園地のコースターにおける死亡事故、同年6月の東京都内の雑居ビルにおける広告板落下事故など、建築物や昇降機などに関する事故が相次ぎ発生しました。この中には、建築物や昇降機などの安全性の確保にとって重要な日常の維持保全や定期報告が適切に行われていなかったことが事故につながった可能性が指摘されています。このことから報告様式の見直しや必要書類の添付の義務づけ、調査項目・判定基準の明確化や指摘事項に対する改善策の具体的内容の明記など定期報告制度に関する建築基準法施行規則の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されました。この仕組みは建築物及びその利用者の安全を確保し、災害・事故を未然に防止するための重要な制度であります。